

## 大阪連盟トレーニングチーム規則

### 第1条 (趣旨)

この規則は、大阪連盟トレーニングチーム（以下トレーニングチームという）の構成、担当業務について規定する。

### 第2条 (業務)

トレーニングチームが担当する業務は次のとおりである。

- 1 大阪連盟が担当する各種の成人指導者訓練機関（ボーイスカウト講習会・ウッドバッジ研修所・安全セミナー等）の開設と運営に関する研究。
  - (1) 指導者訓練のための日程や必要な教材等に関する研究。
  - (2) その他指導者の訓練に関すること。
- 2 日本連盟の各種訓練（ウッドバッジ研修所等）に対する協力。

### 第3条 (構成)

トレーニングチームの構成は次の通りとする。

- 1 トレーニングチームディレクター（以下チームディレクターという）——1名
- 2 トレーニングチーム副ディレクター（以下チーム副ディレクターという）—若干名
- 3 トレーニングチーム員（以下チーム員という）

### 第4条 (チームディレクター)

チームディレクターは日本連盟トレーニング・チームメンバーの中より、大阪連盟トレーニングチームディレクター選考委員会が候補者を選考し、翌月の理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

その任期は2年とし、1月1日に更新し、重任を妨げない。

- 2 チームディレクターはトレーニングチームを代表し、チーム員の指導にあたる

### 第5条 (チーム副ディレクター)

チーム副ディレクターは日本連盟のトレーニング・チームメンバーの中よりチームディレクターの推薦により理事会の承認を得て連盟長が委嘱し、任期はチームディレクターに準ずる。

- 2 チームディレクターを補佐し、分掌を命ぜられた業務を担当する。
- 3 チームディレクターに事故あるときは、あらかじめ定められたチーム副ディレクターがその業務を代行する。

### 第6条 (チーム員の資格)

チーム員は成人指導者訓練に携わるにふさわしい品性と経歴を有する加盟員であって、規則第2条に規定する業務を理解し、第8条に示す任務を分担する。

- 2 次の基準に該当する者の中から選ばれる。  
(年 齢) 満26歳以上65歳未満  
(研修歴) ウッドバッジ実修所を修了した者

#### 第7条 (チーム員の委嘱)

チーム員は前条の資格を有する者の中から、地区委員会の推薦に基づき、選考委員会の議を経て連盟長が委嘱する。

- 2 選考委員会は、コミッショナー・チームディレクター・チーム副ディレクター・指導者委員長により構成する。
- 3 任期は2年とし、重任をさまたげない。  
但し、任期中に満65歳に達したときは、その年の12月31日をもって任期を満了とする。
- 4 チーム員は、原則として地区トレーニングチームにも所属する。

#### 第8条 (奉仕区分)

チーム員はトレーニングチームの一員となり次の任務を分担する。

- 1 ボーイスカウト講習会の要員、ウッドバッジ研修所の所員及び安全セミナーの要員となる。
- 2 その他チームディレクターより指示された業務を行う。

#### 第9条 (作業班)

トレーニングチームは、チームディレクターが特に定める業務を分担する作業班を設けることができる。

- 2 作業班の構成は次のとおりとする。
  - ・ 班長 \_\_\_\_\_ 1名
  - ・ チーム員中より \_\_\_\_\_ 若干名
  - ・ 作業目的により特に依頼する専門委員 \_\_\_\_\_ 若干名
- 3 作業班の編成・選任・委嘱は、チームディレクターが行う。
- 4 作業班はその任務終了と共に解散する。

#### 第10条 (実施日)

この規則は昭和49年1月1日より実施する。

平成12年10月12日この規則の一部に修正を加えた。

平成26年3月13日この規則の一部に修正を加えた。